

加東市地域防災計画【震災対策編】(案) 新旧対照表

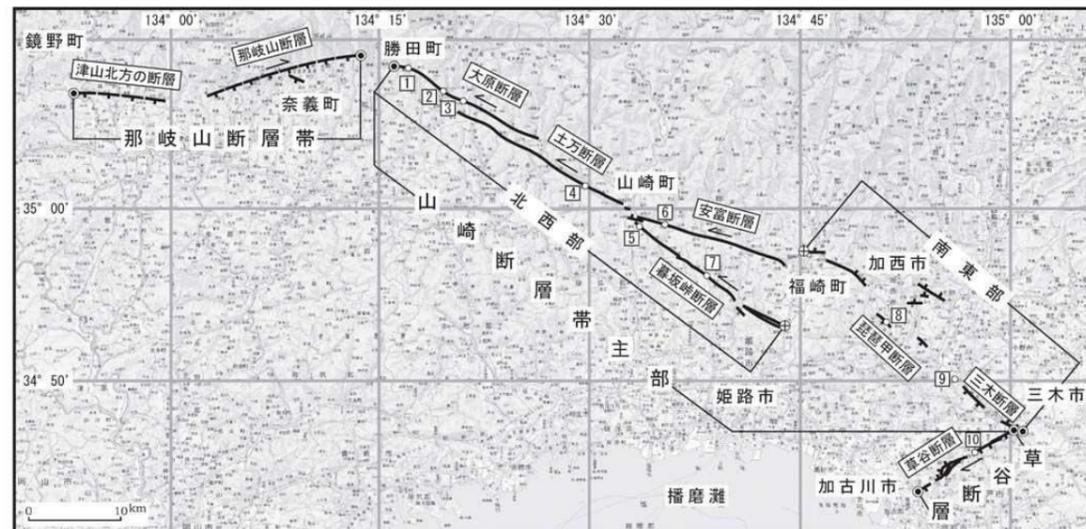
第1編 総則

第1章 計画の前提（略）

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 地震災害発生状況（略）

第2節 地震発生の危険性



第3節 地震被害想定（略）

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨（略）

第2 内容

1 活断層と地震災害（略）

第1編 総則

第1章 計画の前提（略）

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 地震災害発生状況（略）

第2節 地震発生の危険性



第3節 地震被害想定（略）

参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨（略）

第2 内容

1 活断層と地震災害（略）

市町合併による名称変更に伴い図を差替え

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬-高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町（うえまち）断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

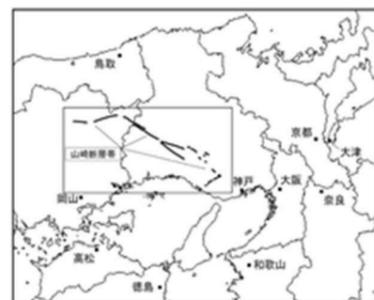
① 山崎断層帯

【断層帯の位置及び形態】

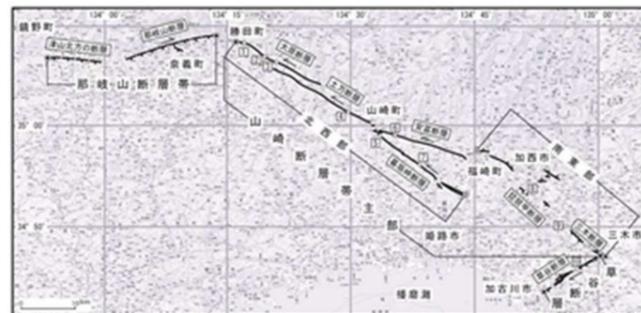
山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東-西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とはそれぞれ最新活動時期が異なる。



山崎断層帯の概略位置図



1: 断層帯 2: 活断層 3: 西断層 4: 東断層 5: 川戸断層
6: 安志断層 7: 鏡野断層 8: 高槻断層 9: 大島断層 10: 草谷断層
●: 断層帯の位置 ○: 北西断層及び東断層の境界
活断層の位置は矢印 1, 2, 3及び①②に基づき
資料は国土院発行数値地図30000「震害拡大図」及び「震害」を参照

山崎断層帯の活断層位置図

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬-高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町（うえまち）断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

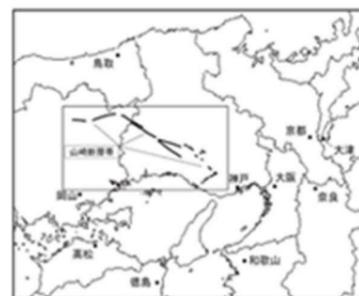
① 山崎断層帯

【断層帯の位置及び形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさたに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西-東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東-西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とはそれぞれ最新活動時期が異なる。



山崎断層帯の概略位置図



山崎断層帯の活断層位置図

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う図を差替え

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.02%	0.003%~0.05%	3900年程度 4~6世紀
主部 (北西部)	7.7程度	0.1%~1% やや高い	0.2%~2%	0.5%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀

(評価時点は全て令和5年1月1日現在)

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%~0.01%	ほぼ0%~0.02%	0.003%~0.05%	3900年程度 4~6世紀
主部 (北西部)	7.7程度	0.1%~1% やや高い	0.2%~2%	0.5%~4%	1800~2300年程度 868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀

(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。

※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約360kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられる。その10区間は①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡-鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡-由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡-由布院区間では主として北側低下の正断層である。

なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から6つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら6つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

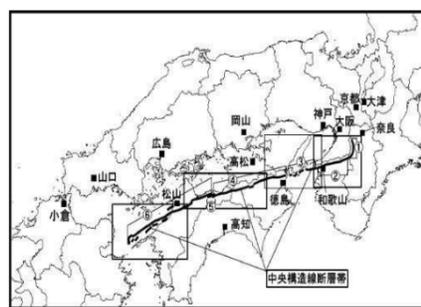
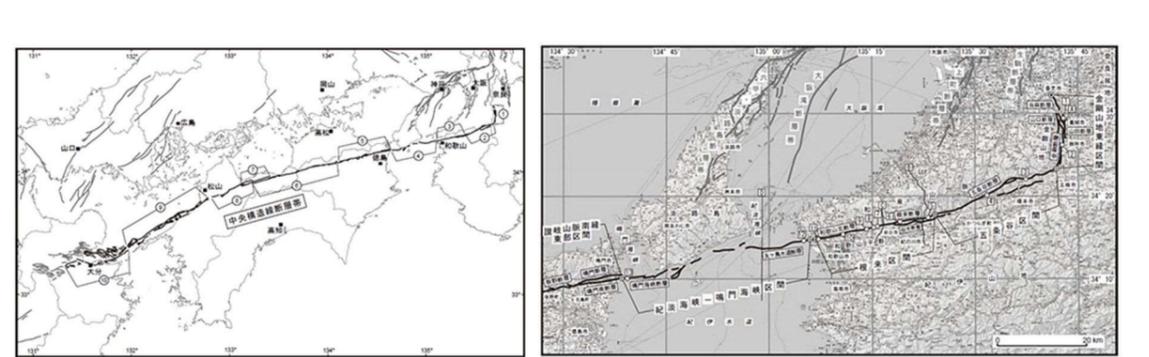


図1-1 中央構造線断層帯の概略位置図
(長方形は図2-1～図2-4の範囲)
①: 金剛山地東縁 ②: 和歌山南縁 ③: 紀淡海峡-鳴門海峡
④: 讃岐山脈南縁-石鎚山脈東部 ⑤: 石鎚山脈北縁
⑥: 石鎚山脈北縁西部-伊予灘

中央構造線断層帯の概略位置図

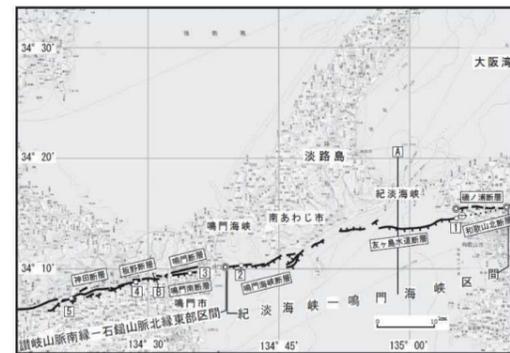


図2-2 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点
1: 紀淡海峡地点 2: 鳴門海峡地点 3: 段岡・大代地点 4: 川端A、B地点
5: 草谷東側地点
A: 文蔵沖 B: 文蔵沖
活断層の位置は文献4、11、14、17、22に基づく。
.....: 活断層が地表に現れていない区間
○: 活動区間の両端および境界
◎: 紀淡海峡-鳴門海峡の活動区間のうち、東西紀後期における活動性が確かめられている区間の東端
基図は国土院発行数値地図20000「和歌山」及び「徳島」を使用。

中央構造線断層帯（兵庫県付近）の活断層位置図

中央構造線断層帯の概略位置図

中央構造線断層帯（兵庫県付近）の活断層位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う図の差し替え

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

(評価時点は全て令和5年1月1日現在)

表 (略)

③ 六甲・淡路島断層帯

【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

図 (略)

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

表 (略)

④ 上町（うえまち）断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

図 (略)

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

表 (略)

(評価時点は全て令和5年1月1日現在)

<改 正 後>

(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

表 (略)

③ 六甲・淡路島断層帯

【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）－淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。

図 (略)

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

表 (略)

④ 上町（うえまち）断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

図 (略)

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

表 (略)

(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

⑤ その他の断層
 その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠(みとけ)・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。
 なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

(3) 想定地震
 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率
 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和5年1月1日）>

⑤ その他の断層
 その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠(みとけ)・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。
 なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

(3) 想定地震
 兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率
 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和5年1月1日）>

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（四国側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0%（※1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯
不明（※2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※3） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯（四国側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○花折断層帯（中南部）
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0%（※1）	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（郷村断層帯） ○木津川断層帯 <u>○中央構造線断層帯（紀伊半島側）</u>
不明（※2）	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○鳥取地震（鹿野断層）（※3） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※1 発生確率が0.001%未満
 ※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。
 ※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外
 ※4 中央構造線断層帯（四国側）は3断層区間（内2区間反映）、中央構造線断層帯（紀伊半島側）は6断層区間（内3区間反映）から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載

図（略）
 表（略）

※1 発生確率が0.001%未満
 ※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。
 ※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外
 ※4 中央構造線断層帯（四国側）は6断層区間（内4区間反映）、中央構造線断層帯（紀伊半島側）は3断層区間（内3区間反映）から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載

図（略）
 表（略）

県地域防災計画に伴う追記

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>[その他の活断層] (略)</p> <p>(4) 被害想定 (略)</p> <p>3 津波を伴う地震</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震 <p>南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。</p> <p>南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和5年(2023年)1月1日)</p>	<p>[その他の活断層] (略)</p> <p>(4) 被害想定 (略)</p> <p>3 津波を伴う地震</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震 <p>南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がすべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に70年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。</p> <p>南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率：算定基準日令和6年(2024年)1月1日)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70%～80%</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 77.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 南海トラフにおける過去の地震</p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）	10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 77.0年前	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>M8～M9クラス</td> <td>30%程度</td> <td>70%～80%</td> <td>90%程度もしくはそれ以上</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年 78.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 南海トラフにおける過去の地震 (略)</p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）	10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 78.0年前	
領域または地震名			長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）																									
	10年以内	30年以内		50年以内																												
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 77.0年前																											
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）																											
		10年以内	30年以内	50年以内																												
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2年 78.0年前																											

第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
<p>第1章 基本方針（略）</p>	<p>第1章 基本方針（略）</p>	
<p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p>	<p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p>	
<p>第1節～第2節（略）</p>	<p>第1節～第2節（略）</p>	
<p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p>	<p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p>	
<p>第1～第3（略）</p>	<p>第1～第3（略）</p>	
<p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、<u>派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</u></p>	<p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、<u>職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備（略）</p>	<p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備（略）</p>	
<p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。</p>	<p>第4節 情報収集・伝達体制の強化</p> <p>災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。</p>	
<p>第1 災害時非常無線通信体制の充実強化</p> <p>防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する<u>非常通信体制の整備</u>に協力する。</p>	<p>第1 災害時非常無線通信体制の充実強化</p> <p>防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する<u>衛星通信等を活用した非常通信体制の整備及びネットワーク（有線・無線）の多重化等による</u>充実協力する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>

<p>第2～第8 （略）</p> <p>第5節 防災拠点の整備 （略）</p> <p>第6節 火災予防対策の推進</p> <p>火災に対する予防及び防御体制について定める。</p> <p>第1 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>1 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>① 予防消防行政等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図る。</p> <p>② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。</p> <p>③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。</p> <p>④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。</p> <p>(2) 建築物の火災予防</p> <p>① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を検討する。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。</p> <p>② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。</p> <p>(3) 防火対象物等の火災予防</p> <p>① 防火セーフティマークの表示指導</p> <p>法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。</p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進</p> <p>不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。</p> <p>(4) 林野火災予防対策</p> <p>市は、次の対策を講じる。</p> <p>① 広域的、総合的消防防災体制の確立</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。</p> <p>林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野</p>	<p>第2～第8 （略）</p> <p>第5節 防災拠点の整備 （略）</p> <p>第6節 火災予防対策の推進</p> <p>火災に対する予防及び防御体制について定める。</p> <p>第1 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>1 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>① 消防予防行政等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。また、立入検査等を強化する。</p> <p>② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。</p> <p>③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。</p> <p>④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。</p> <p>(2) 建築物の火災予防</p> <p>① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を検討する。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。</p> <p>② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。</p> <p>(3) 防火対象物等の火災予防</p> <p>① 防火セーフティマークの表示指導</p> <p>法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。</p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進</p> <p>不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。</p> <p>(4) 林野火災予防対策</p> <p>市は、次の対策を講じる。</p> <p>① 広域的、総合的消防防災体制の確立</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。</p> <p>林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
---	--	---------------------

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。</p> <p>② 自衛消防組織の育成 地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。</p> <p>③ 出火防止対策 林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。</p> <p>④ 消防戦術及び装備の近代化 火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。 また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p> <p>⑤ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消防用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>1 消防施設等の整備 消防施設・設備について、<u>同時多発火災等</u>への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。 (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。 (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。 (3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。 (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。 (5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。 (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。</p> <p>第7節～第8節 （略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備 災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p> <p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送道路の設定 （略）</p>	<p>火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。</p> <p>② 自衛消防組織の育成 地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。</p> <p>③ 出火防止対策 林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。</p> <p>④ 消防戦術及び装備の近代化 火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。 また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。</p> <p>⑤ 自衛隊の派遣要請 林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消防用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。</p> <p>第2 消防力の強化</p> <p>1 消防施設等の整備 消防施設・設備について、<u>大規模地震や同時多発火災など多様な災害</u>への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。 (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。 (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。 (3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。 (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。 (5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。 (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。</p> <p>第7節～第8節 （略）</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備 災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。</p> <p>第1 緊急輸送道路ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送道路の設定 （略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---------------------

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに ついて同意を得るよう努める。 大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞 在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運 送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を 含めた手順等を定めることに努める。 県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等 を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地 域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。 <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民 に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指 定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努め る。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福 祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用 を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支 援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能 な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情 報伝達手段の確保に努める。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ て、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その 際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、 避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関 する役割分担等を定めるよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続 くで見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者 の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難 所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防 災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密 集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避 難所の開設に努める。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指 定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は 洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、 特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ 周知徹底するよう努める。 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス 感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるな ど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、 その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに ついて同意を得るよう努める。 大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞 在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運 送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を 含めた手順等を定めることに努める。 県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等 を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地 域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。 <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民 に周知する。 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指 定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努め る。 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福 祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用 を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支 援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能 な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情 報伝達手段の確保に努める。 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ て、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その 際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、 避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関 する役割分担等を定めるよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続 くで見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者 の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）を含む感染症対策について、避難 所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防 災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密 集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避 難所の開設に努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から 関係機関との調整に努める。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指 定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は 洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、 特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等へ 周知徹底するよう努める。 自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型インフルエンザ 等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する 	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第 2～第 9 （略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。<u>その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p><u>・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援対策を検討するよう努める。</u></p> <p>第 2～第 9 （略）</p> <p>第 10 在宅避難者等への支援</p> <p>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第 1 1 節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 （略）</p> <p>第 1 2 節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。</p> <p>(2) 市は、市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設_____できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>第 2～第 6 （略）</p> <p>第 1 3 節～第 1 5 節 （略）</p>	<p>第 1 1 節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 （略）</p> <p>第 1 2 節 備蓄体制等の整備</p> <p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。</p> <p>(2) 市は、市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、<u>運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>第 2～第 6 （略）</p> <p>第 1 3 節～第 1 5 節 （略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>

<p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</p> <p>(2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援</p> <p>(3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p>また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社 その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災 訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。</p> <p>第3～第4 （略）</p> <p>第17節～第20節 （略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 （略）</p> <p>第2 災害教訓の伝承支援</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1 災害ボランティア受入計画の作成 （略）</p> <p>第2 受入体制の整備</p> <p>市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。</p> <p>(1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</p> <p>(2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援</p> <p>(3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</p> <p>また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社 その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災 訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。</p> <p>第3～第4 （略）</p> <p>第17節～第20節 （略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及 （略）</p> <p>第2 災害教訓の伝承支援</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う追記</p>
--	--	---

<p>第3～第7 （略）</p>	<p>第3～第7 （略）</p>	
<p>第2節～第3節 （略）</p>	<p>第2節～第3節 （略）</p>	
<p>第4節 消防団の充実強化</p>	<p>第4節 消防団の充実強化</p>	
<p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p>	<p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p>	
<p>第1 内容</p>	<p>第1 内容</p>	
<p>1 実施機関等</p>	<p>1 実施機関等</p>	
<p>(1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。 (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。 (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。 (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。</p>	<p>(1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。 (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。 (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。 (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。</p>	
<p>2 充実強化対策</p>	<p>2 充実強化対策</p>	
<p>(1) 市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ① 消防団と自主防災組織が連携して行う訓練、研修の実施 ② 消防団員に対する_____教育訓練の実施 ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定 ④ 消防団員の処遇の改善 ⑤ 消防団の装備_____の改善 ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備 ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備 ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保 ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保 ⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	<p>(1) 市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ① 消防団と自主防災組織が連携して行う訓練、研修の実施 ② 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施 ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定 ④ 消防団員の処遇の改善 ⑤ 消防団の車両・資機材等の改善 ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備 ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備 ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保 ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保 ⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進 （略）</p>	<p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進 （略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p>	<p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p>	

<p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p> <p>1 水道施設の整備（略）</p> <p>2 水道施設の保守点検 水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。</p> <hr/> <p>3～10（略）</p> <p>第5 下水道施設の整備等（略）</p>	<p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p> <p>1 水道施設の整備（略）</p> <p>2 水道施設の保守点検 水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。 <u>また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。</u></p> <p>3～10（略）</p> <p>第5 下水道施設の整備等（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>		
<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第4（略）</p>	<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第4（略）</p>	

第5 避難所の運営

1・2 (略)

3 避難所の運営

- (1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。
また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。
- (2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。
- ① 施設等開放区域の明示
 - ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ③ 情報連絡活動
 - ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ⑤ ボランティアの受入れ
 - ⑥ 炊き出しへの協力
 - ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
 - ⑧ 重傷者への対応
- (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。
- (4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- (5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- (6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確認する。
- (7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- (8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)
- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

第5 避難所の運営

1・2 (略)

3 避難所の運営

- (1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。
また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。
- (2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。
- ① 施設等開放区域の明示
 - ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ③ 情報連絡活動
 - ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - ⑤ ボランティアの受入れ
 - ⑥ 炊き出しへの協力
 - ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
 - ⑧ 重傷者への対応
- (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。
- (4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。
- (5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。
- (6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確認する。
- (7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。
- (8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)
- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（震災対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

- (12)必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース_____の確保に努める。
 (13)避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

- (12)必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース**及び資料**の確保に努める。
 (13)避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

県地域防災計画に伴う修正

4 保健・衛生対策

4 保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

(1) 救護班等の活動

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
 ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
 ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
 ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
 ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、（一社）小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

加東健康福祉事務所と協力し、（一社）小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する_____。
 _____。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する**とともに、簡易トイレ、トイレカートイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。**仮設トイレの確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

県地域防災計画に伴う追記

(4) 入浴、洗濯対策

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

(5) 食品衛生対策

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5～7 (略)

5～7 (略)

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者**に対して**も、食料等、必要な物資_____の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者**数**、食料等の必要な物資**数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。**また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県地域防災計画に伴う追記

9 その他 (略)

9 その他 (略)

<p>第6 避難所設備の整備（略）</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て_____応急修理を実施する。</p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊） ② 修理を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> <p>4～5（略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給（略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施（略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会等関係団体</u>と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p>	<p>第6 避難所設備の整備（略）</p> <p>第5節 住宅の確保</p> <p>応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 住宅の応急修理</p> <p>(1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、<u>ブルーシートの展張等を含む</u>応急修理を実施する。</p> <p>(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。</p> <p>① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊） ② 修理を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</p> <p>4～5（略）</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給（略）</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等</p> <p>災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施（略）</p> <p>2 巡回栄養相談の実施</p> <p>(1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、<u>県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等</u>と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。</p>	<p>県地域防災計画に伴う追記</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---

<p>を講じる。</p> <p>イ 停電等 設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。</p> <p>ウ 自動制御装置の停止 手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。</p> <p>エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい 危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。</p> <p>オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい 災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。</p> <p>ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置 イ) 漏えい箇所の修復 ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖</p> <p>カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。</p> <p>キ 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。</p> <p>(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。</p>	<p>を講じる。</p> <p>イ 停電等 設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。</p> <p>ウ 自動制御装置の停止 手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。</p> <p>エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい 危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。</p> <p>オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい 災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。</p> <p>ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置 イ) 漏えい箇所の修復 ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖</p> <p>カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい 災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。</p> <p>キ 池及びタンクからのいっ水や漏水 土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。</p> <p>(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。</p>	
<p>第17節～第22節 (略)</p>	<p>第17節～第22節 (略)</p>	
<p>第4編 災害復旧計画 (略)</p>	<p>第4編 災害復旧計画 (略)</p>	
<p>第5編 災害復興計画 (略)</p>	<p>第5編 災害復興計画 (略)</p>	
<p>付 編</p>	<p>付 編</p>	
<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	

<p>第3章 地震の連続発生等への対応</p>	<p>第3章 地震の連続発生等への対応</p>	
<p>第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表</p>	<p>第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表</p>	
<p>南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。</p>	<p>南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。</p>	
<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（略）</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）（略）</p>	
<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM_____8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で<u>モーメントマグニチュード</u>8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM_____7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM_____7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で<u>モーメントマグニチュード</u>7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で<u>モーメントマグニチュード</u>7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等（略）</p>	<p>第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等（略）</p>	
<p>第4章～第6章（略）</p>	<p>第4章～第6章（略）</p>	